

# 4

## 第4章 前計画の実施状況

---

# 1 前計画の概要

---

前計画である第3次の札幌市ひとり親家庭等自立促進計画(平成25年度～平成29年度)では、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」を基本理念に、「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費確保の推進」、「経済的支援の推進」の4つの基本目標を定め、ひとり親家庭等を巡る様々な状況や、国の基本方針などを踏まえ、ひとり親家庭の子どもへの学習支援や支援対象の父子家庭への拡大など、新たな施策を加えながら、ひとり親家庭等への支援の充実に取り組んできました。

また、同計画は札幌市のまちづくりの総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン(平成25年度～平成34年度)」の個別計画と位置付けられ、その中期実施計画である「第3次札幌新まちづくり計画(平成23年度～平成26年度)」や「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015(平成27年度～平成31年度)」、関連する計画である「さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)(平成22年度～平成26年度)」や「新・さっぽろ子ども未来プラン(平成27年度～平成31年度)」において、具体的な目標が設定されている施策については、その達成に向けて取組を進めてきました。

## 2 各基本目標の主な成果

---

前計画の計画期間のうち、平成25年度から平成28年度までに実施した施策の主な成果は次のとおりです。なお、全ての事業の実施状況は、参考資料「前計画の施策の実施状況」(103ページ参照)に掲載しています。

### | 基本目標1 子育て・生活支援の充実

---

#### ●区保育・子育て支援センターの拡充

ひとり親家庭を含む全ての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るために、保育機能に加え、親子の交流の場である常設の子育てサロン、子育て相談等の様々な子育て支援機能を持つ区保育・子育て支援センター(ちあふる)を設置。

(整備実績)

平成26年度 7か所

平成27年度 8か所(平成27年4月に南区に開設)

平成28年度 8か所(9か所目(厚別区)の設置に向け、平成28～29年度に基本設計、実施設計を実施)

#### ●保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、時間外保育、一時保育、病後児保育、休日保育、家庭的保育及び小規模保育を推進。

(実績)

平成25年度 時間外保育216施設、一時保育139施設、病後児保育4か所、休日保育5施設

平成26年度 時間外保育233施設、一時保育161施設、病後児保育5か所、休日保育5施設

平成27年度 時間外保育265施設、一時保育170施設、病後児保育5か所、休日保育5施設

平成28年度 時間外保育347施設、一時保育178施設、病後児保育6か所、休日保育5施設

### ●放課後の居場所づくりの充実

放課後の居場所づくりの充実を図るため、児童会館等の設置を推進。

(新規整備実績)

平成25年度 ミニ児童会館7か所、放課後子ども館2か所

平成26年度 ミニ児童会館8か所、放課後子ども館2か所

平成27年度 ミニ児童会館3か所、放課後子ども館1か所

平成28年度 ミニ児童会館1か所

### ●学習支援ボランティア事業の実施

学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じひとり親家庭の不安感を解消し、ひとり親家庭の自立を促進するため、ひとり親家庭の児童に対する学習支援を実施。

(参加延児童数)

平成25年度2,343人、平成26年度5,262人、平成27年度5,850人、平成28年度5,216人

※ 平成25年10月から5区で実施、平成26年6月から10区で実施。

## | 基本目標2 就業支援の充実

---

### ●自立支援教育訓練給付金事業の充実

就業を効果的に促進するために、教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、講座終了後に入学料及び受講料の一部について給付金を支給。

(制度拡充)

平成25年度 対象を父子家庭に拡大

平成28年度 支給額を受講費用の2割相当から6割相当に拡大

平成29年度 雇用保険制度の受給資格者を支給対象に追加

### ●高等職業訓練促進給付金事業の充実

保育士や看護師など就職に有利な資格取得を容易にすることを目的に、養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給。

(制度拡充)

平成25年度 対象を父子家庭に拡大

平成28年度 支給期間上限を2年から3年に延長、対象資格に3資格を追加

平成29年度 対象資格に2資格を追加

(実績)

平成25年度～平成28年度(4年間) 修了:328人、資格取得:303人、就職:257人

### ●就業機会創出事業の実施

ひとり親家庭への理解を示す企業を開拓し、就職の機会を提供する合同就職説明会を開催。

(実績)

平成26年度 参加企業20社、参加者数229人

平成27年度 参加企業19社、参加者数69人

平成28年度 参加企業25社、参加者数201人

※ 平成26年度事業開始

## | 基本目標3 養育費確保の推進

---

### ● 養育費相談の推進

各区の母子・婦人相談員のほか、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別相談など養育費に係る相談を実施。

(ひとり親家庭支援センターによる養育費相談件数)

平成25年度：386件、平成26年度：300件、平成27年度：244件、平成28年度：244件

## | 基本目標4 経済的支援の推進

---

### ● 児童扶養手当制度の情報提供と手当の支給

ホームページや広報さっぽろ、各種パンフレット等により児童扶養手当制度に関する情報提供を推進し、適切な手当の支給を実施。

(児童扶養手当受給者数(3月末時点))

平成25年度 20,803人（児童数30,146人）

平成26年度 20,400人（児童数29,620人）

平成27年度 21,606人（児童数31,753人）

平成28年度 21,107人（児童数30,999人）

### ● ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、一定の要件を満たす母又は父及びその児童に係る医療費の一部助成を実施。

(月平均受給者数)

平成25年度 親19,169人 児童27,444人

平成26年度 親18,994人 児童27,130人

平成27年度 親18,860人 児童26,952人

平成28年度 親18,822人 児童26,855人

### 3 成果指標に対する達成度

計画では、計画期間中の成果を把握するため、あらかじめ成果指標を設定しています。

成果指標は、計画全体及び基本目標別に設定し、次の計画を策定する際に行うアンケート調査の結果を基に点検を行うこととしています。

ここでは、前計画を策定した平成24年度時点の現状値及び目標値と平成29年度のアンケート調査による実績値を比較します。

#### | 計画全体の成果指標

##### 今後の生活(経済的・子育て等)に不安のある方の割合

	現状値(H24年度)	目標値(H29年度)	実績値(H29年度)
母子家庭	94.0%	80.0%	<b>88.0%</b>
父子家庭	91.2%	80.0%	<b>84.4%</b>
寡婦	84.2%	70.0%	<b>66.0%</b>

#### | 基本目標1(子育て・生活支援)の成果指標

##### 子どもに対して悩みを持っている方の割合

	現状値(H24年度)	目標値(H29年度)	実績値(H29年度)
母子家庭	84.9%	70.0%	<b>80.9%</b>
父子家庭	80.4%	70.0%	<b>79.9%</b>

##### 区役所の母子・婦人相談員を知っている方の割合

	現状値(H24年度)	目標値(H29年度)	実績値(H29年度)
ひとり親家庭等	38.6%	50.0%	<b>36.5%</b>

##### ひとり親家庭支援センターを知っている方の割合

	現状値(H24年度)	目標値(H29年度)	実績値(H29年度)
ひとり親家庭等	38.9%	50.0%	<b>34.9%</b>

## | 基本目標2(就業支援の充実)の成果指標

### 仕事に悩みを持っている方の割合

	現状値(H24年度)	目標値(H29年度)	実績値(H29年度)
母子家庭	91.2%	80.0%	91.9%
父子家庭	88.7%	80.0%	90.8%
寡婦	84.4%	70.0%	81.6%

### ひとり親家庭支援センターを知っている方の割合

	現状値(H24年度)	目標値(H29年度)	実績値(H29年度)
ひとり親家庭等	47.1%	60.0%	34.9%

## | 基本目標3(養育費確保の推進)の成果指標

### 養育費の決めをしている方の割合

	現状値(H24年度)	目標値(H29年度)	実績値(H29年度)
母子家庭	47.9%	60.0%	52.6%
父子家庭	17.6%	30.0%	21.0%

### 面会交流の決めをしている方の割合

	現状値(H24年度)	目標値(H29年度)	実績値(H29年度)
母子家庭	24.3%	40.0%	36.5%
父子家庭	23.7%	40.0%	35.5%

## | 基本目標4(経済的支援)の成果指標

### 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を知っている方の割合

	現状値(H24年度)	目標値(H29年度)	実績値(H29年度)
ひとり親家庭等	37.8%	50.0%	34.0%

## 4 前計画の総括

---

前計画では、「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費確保の推進」、「経済的支援の推進」を基本目標に、中でも「就業支援の充実」に力を入れて、様々な施策を展開してきました。

計画全体の成果指標である「今後の生活（経済的・子育て等）に不安のある方の割合」では、寡婦は目標を達成し、母子家庭及び父子家庭では目標値には達しなかったものの前計画策定時点の数値から大幅な改善が見られたほか、基本目標1の成果指標である「子どもに対して悩みを持っている方の割合」、基本目標3の成果指標である「養育費の取決めをしている方の割合」及び「面会交流の取決めをしている方の割合」についても改善が見られています。

就業支援の取組では、例えば、資格の取得を支援する「高等職業訓練促進給付金事業」では、平成25年度から平成28年度までの4年間で、修了者328人のうち、303の方が資格を取得し、257の方が就職に結び付くなど、前計画に基づく就業支援策は、一定の成果を挙げています。

また、アンケート調査の結果からは、雇用や身分の不安定さが「今後の生活への不安」につながっていることや、資格の取得が就職とりわけ正規雇用に有利に働いていることが分かり、就業支援を中心とした前計画の取組の必要性を再認識しました。

しかしながら、基本目標2の成果指標である「仕事に悩みを持っている方の割合」では、母子家庭、父子家庭とも前計画策定時点の数値から改善が見られませんでした。このことから、「高等職業訓練促進給付金事業」や、合同就職説明会の開催により就業の機会を提供する「ひとり親家庭就業機会創出事業」の拡充など、就業支援へのより積極的な取組が必要とされるところです。

一方で、基本目標1の成果指標である「区役所の母子・婦人相談員を知っている方の割合」や「ひとり親家庭支援センターを知っている方の割合」、基本目標4の成果指標である「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を知っている方の割合」といった支援制度の認知度に関する指標が、前計画策定時点の数値を下回るという結果になっており、また、アンケート調査の結果から、そのほか多くの支援制度について、認知度が下がっていることが分かりました。

支援を必要とする方に情報が届き、利用されなければ、どのような施策も意味を持たないことから、広報の必要性が課題として明確になったところです。

課題である広報に重点的に取り組み、併せて、就業支援を中心とした各種支援制度の更なる充実に取り組むことが、各種支援制度の認知度の向上、制度利用者の増加、ひいては多くのひとり親家庭の自立促進へつながるものと考えます。

# 5

## 第5章 施策の展開

---

# 1 基本的な方向性

---

札幌市では、「札幌市母子家庭等自立促進計画」を、平成17年度（第1次・計画期間：平成17年度～平成19年度）及び平成20年度（第2次・計画期間：平成20年度～平成24年度）に策定し、その後、国における支援対象が父子家庭にも拡大されたことなどに伴い、名称を「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」に改め、平成25年度からの第3次計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）を策定し、各施策の推進を図ってきました。

就業状況に目を向けると、子育てと就業との両立が困難であるひとり親家庭の就業を支援し、福祉を図ることを目的として平成25年3月に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、札幌市においても、就業支援を中心とした各種支援策を拡充し、計画に掲げた施策を着実に推進してきたところですが、国民生活基礎調査の結果では、ひとり親家庭の相対的貧困率は50%を超えており、札幌市における母子家庭が生活保護を受けている割合も40%に迫ろうとしています。

平成29年8月に行った「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」の結果（12ページ参照）では、ひとり親家庭の困っていることの上位が「家計」と「仕事」であることや、雇用や身分の不安定さが今後の生活への不安につながっていること、資格の取得が就業とりわけ正規雇用に有利に働いていることなどから、就業支援を中心としたこれまでの取組の方向性は間違っていないことが分かりましたが、同アンケート調査の結果では、平成24年度の前回調査と比較して、母子家庭の就業率は上がっているものの正規雇用の割合がやや減少していたことから、取組の一層の充実が必要とされるところです。

また、アンケート調査の結果から見えた課題としては、支援制度の認知度について、多くの事業において、前回調査よりも「知らない」と回答した人の割合が増えていることから、支援を必要としている方に情報を届け、認知度の向上を図る取組をしっかりと行い、制度利用者の増加、就業率の増加、経済的な自立へとつなげていく必要があります。

計画に定める基本理念については、これまでの計画では、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」としていましたが、安定はもちろんのこと、ステップアップを望む方には、その機会を提供することができるよう、本計画では、「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、子どもの健やかな成長」としています。

また、これまで「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費の確保の推進」、「経済的支援の推進」としていた4つの基本目標を、アンケート調査等から明確になった、支援制度の認知度という課題に対応するため、本計画では、「利用者目線に立った広報の展開」を加えた5つの基本目標により各施策の推進を図っていきます。

継承すべきところは継承し、支援の継続性を大切にしながら、新たな基本理念と基本目標の下、ひとり親家庭等への支援を充実させていきます。

## 2 基本理念

---

### ひとり親家庭等の生活の安定と向上、 その子どもたちの健やかな成長

母子及び父子並びに寡婦福祉法では、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために必要な措置を講じることが目的に掲げられ、児童が、その置かれている環境にかかわらず心身共に健やかに育成されることが基本理念として規定されています。

日々の生活や子育てに大きな不安を抱いているひとり親家庭等が安心して生活を送ることができるように、また、ひとり親家庭の子どもたちが、どのような環境に生まれ育っても健やかに成長できるように、行政、地域の福祉団体、NPO法人、民間企業、そして身近な地域住民などが一体となり、ひとり親家庭等を支える社会を実現していくという思いを込めて、本計画においても基本理念を定めています。

## 3 基本目標

---

本計画では、基本理念を実現するため、次の5つの基本目標を設定し、各施策を展開していきます。

### 基本目標1 | 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実します。

### 基本目標2 | 就業支援の充実

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実します。

### 基本目標3 | 養育費の確保及び適切な面会交流の推進

ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、適切な面会交流が行われるよう、養育費及び面会交流に関する社会的機運の醸成や取決めを促進するための支援を推進します。

### 基本目標4 | 経済的支援の推進

経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進します。

### 基本目標5 | 利用者目線に立った広報の展開

情報に接触することが少ないひとり親家庭等に対して、情報を得やすく、必要としている方に確実に届くような広報を展開します。

## 4 施策の体系

### 基本目標1

<b>子育て・生活支援の充実</b>	(26事業)	1 子育て支援の推進	(9事業)
		2 生活支援の推進	(8事業)
		3 子どもの育ちと学びへの支援の推進	(9事業)

### 基本目標2

<b>就業支援の充実</b>	(20事業)	1 就業相談・就業機会創出等の推進	(4事業)
		2 資格・技能習得等の支援の推進	(4事業)
		3 女性のための就業支援の推進	(5事業)
		4 働きやすい環境づくりの推進	(7事業)

### 基本目標3

<b>養育費の確保及び適切な面会交流の推進</b>	(3事業)	1 養育費及び面会交流に関する相談体制の強化	(2事業)
		2 養育費及び面会交流に関する広報・啓発活動の推進	(1事業)

### 基本目標4

<b>経済的支援の推進</b>	(14事業)	1 納付型支援の実施	(9事業)
		2 経済的負担の軽減	(3事業)
		3 貸付金による支援の推進	(2事業)

### 基本目標5

<b>利用者目線に立った広報の展開</b>	(6事業)	1 利用者目線に立った広報の展開	(6事業)
-----------------------	-------	------------------	-------

※ 再掲分を除き計52事業

## 5 施策の展開

(凡例)

- ★ ひとり親家庭等のための事業
- | 新規 | これから開始する事業又は前計画の策定以降に開始した事業
- | 拡充 | 既存の事業のうち、規模の拡大や内容の充実を進める事業
- | 追加 | 既存の事業のうち、本計画に新たに追加する事業

- 母子** 母子家庭が対象となる事業
- 父子** 父子家庭が対象となる事業
- 寡婦** 寡婦家庭が対象となる事業

### ■ 基本目標1 子育て・生活支援の充実(26事業)

ひとり親家庭の親は、子育てと生計という二人分の役割を担わなければならず、子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難を抱えています。

また、アンケート調査の結果からは、「現在困っていること」の上位が「家計」や「仕事」となっていること、今後の生活への不安を感じている割合が高い一方で相談相手がない割合も高いこと、大学への進学率が一般世帯と比較して極めて低いことなどが課題として明らかになっています。

これらのことから、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実させるため、次の各事業に取り組みます。

### ■ 基本施策1 子育て支援の推進(9事業)

#### 子育てサロン

全ての子育て中の親子が気軽に集い、親子同士の自由な交流や情報交換ができ、遊び等を通じた地域の人たちとのふれあいの中で、子育ての悩みや不安を解消する場です。地域主体の子育てサロンに加え、平成28年度に都心部に開設した「まちなかキッズサロン(愛称:おおどりんこ)」のような常設子育てサロンの設置を推進します。また、サロンの利用の促進を図るため、ホームページやパンフレット等により幅広く周知を図ります。

| 拡充 |

**母子** **父子**

#### 区保育・子育て支援センター (ちあふる)

全ての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るため、保育能に加え、常設子育てサロンなどの様々な機能を持つ、区保育・子育て支援センター(ちあふる)の拡充を図ります。

| 拡充 |

**母子** **父子**

#### 子育て支援総合センター

地域社会全体による子育て支援を推進するため、全市の子育て支援事業の拠点施設である子育て支援総合センターによる支援を推進します。年末年始以外の毎日開館し、親子の交流の場である常設の子育てサロンや子育て講座の開催、安心して子育てができる情報の提供など、ひとり親家庭を含む全ての子育て家庭を対象とした支援の充実を図ります。

**母子** **父子**

## 子育て情報室

各区の子育て情報室では、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談のほか、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設、子どもに関する各種制度等の情報提供を行います。

| 追加 |

母子 | 父子

## 保育所の優先入所

ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動中や就職後における保育所入所の優遇制度を引き続き実施します。



## ニーズに応じた保育施設等の整備

保育ニーズを踏まえた保育定員の確保を図るため、  
・幼稚園からの幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の促進  
・新築・改築や賃貸物件を活用した保育所の整備  
・小規模保育事業を整備  
などを行います。

| 追加 | 拡充 |

母子 | 父子

## 保育サービスの充実

〈時間外保育〉  
保護者の就労形態の多様化等に対応するため、夕刻1時間又は2時間の時間外保育を推進します。

### 〈一時保育〉

保護者が短時間労働や冠婚葬祭等のため児童を保育できない場合に児童を一時的に預かる一時保育を推進します。

### 〈病後児保育〉

病気回復期にあり集団保育ができない児童を医療機関に付設した専用施設で一時的に保育する病後児保育を推進します。

### 〈休日保育〉

現に認可保育所等に入所している児童について、日曜・祝日に常態的に勤務する保護者のために、休日保育を推進します。

### 〈夜間保育〉

午前0時(一部施設は午後10時)までの保育を実施します。

母子 | 父子

## ファミリー・サポート・センター事業

札幌市ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての支援を受けたい人と援助したい人との会員組織を作り、子育て家庭を支援する仕組みです。保育所等への送迎やその後の預かりなど日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児・病後児の預かりに対応する「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」を推進します。併せて、病児・病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。

母子 | 父子

## 子育て短期支援事業 (子どもショートステイ)

ひとり親家庭を含めた子育て家庭の保護者が病気や出産、出張等により一時的に養育できなくなった場合に、児童養護施設等において児童を預かる子育て短期支援事業(子どもショートステイ)を推進します。

母子 | 父子

## | 基本施策2 生活支援の推進(8事業)

### 母子・婦人相談員

ひとり親家庭等の相談に応じるため、各区に母子・婦人相談員を配置しています。母子・婦人相談員が、ひとり親家庭等の抱える様々な課題に対して、きめ細かに相談に応じられるよう、業務内容や市民応対等に関する研修の充実を図ります。また、相談の利用促進を図るため、相談窓口についてホームページやパンフレット等により幅広く周知を行います。



困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結びつける体制の強化

母子 父子 寡婦

困難を抱えても必要な支援に結びついていない子どもやその世帯を、地域や関係機関との連携により早期に把握し、対象となる世帯に寄り添いながら必要な支援に結びつける体制を、より強化するための仕組みを構築します。

| 拡充 |

母子 父子

### ひとり親家庭支援センター

ひとり親家庭支援センターでは、ひとり親家庭等の生活一般に関する相談や弁護士による法律相談、臨床心理士による心療相談を行い、ひとり親家庭等が比較的時間に余裕のある夜間、休日の相談業務も行います。また、父子家庭専門相談窓口では、面接相談のほか、電話による相談も行います。ひとり親家庭の様々な課題に応えるため、ひとり親家庭支援センターの相談業務を推進するとともに、相談の利用促進を図るため、相談窓口についてホームページやパンフレット等により幅広く周知を行います。また、新たな取組として、ホームページの改修などを検討します。



### ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子 父子 寡婦

ひとり親家庭等が、就職・修学等の自立に必要な事由や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合や、母子家庭、父子家庭になって間がなく、日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、ひとり親家庭等の生活の安定を目的として、家庭生活支援員を派遣し、食事の世話等の日常生活の支援を行う日常生活支援事業を推進します。また、制度の認知度向上を図るため、ホームページやリーフレット等による制度の周知に努めます。



### 母子生活支援施設

母子 父子 寡婦

生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援することを目的とする母子生活支援施設（市内6施設）において、入所者の抱える様々な課題に応じた、きめ細かな支援や相談、指導を行うことで自立の促進を図ります。



### 市営住宅入居の優遇措置

母子

ひとり親家庭の市営住宅への入居申込みに際して、抽選時の当選確率を高めるなどの優遇措置を引き続き実施します。また、一部市営住宅において、ひとり親家庭を含めた子育て家庭に配慮した募集を行います。



母子 父子

---

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸  
住宅事業

| 新規 |

ワーク・ライフ・バランスplus  
企業認証制度

住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の円滑な入居を促進するための賃貸住宅について、登録制度の運用及び情報提供を進めます(平成29年度より実施)。

母子 父子

男女が共に働きやすい社会の実現を目的として、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)や女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を、札幌市独自の基準により認証し、支援(助成金の支給、契約上の優遇等)を行います。

母子 父子 寡婦

---

| 基本施策3 子どもの育ちと学びへの支援の推進(9事業)

地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組

| 新規 |

放課後の居場所づくりの推進

子ども食堂など、地域における子どもの居場所の運営状況や地域ニーズの調査に基づき作成したガイドブックを活用して、利用や開設に向けた活動紹介や情報提供を進めるとともに、広く利用や参加、支援の機運醸成を図ります。また、地域における子どもの居場所づくりへの効果的な支援策を検討します。

母子 父子

児童会館やミニ児童会館では、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図っています。今後は既存の児童会館及びミニ児童会館を、小学校等と併設した児童会館として再整備を進めていくほか、放課後子ども教室や民間児童育成会への支援を通じて、子どもの放課後の居場所づくりの充実を図ります。

| 拡充 |

母子 父子

ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の児童(小学校3年生～中学校3年生)に対して、大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消すること、また、身近なモデルとなる大学生と接することで子ども自身が将来を見据えて進路を考えるきっかけとなることを目的として、学習支援ボランティア事業(市内10区の会場で実施)を推進します。また、制度の認知度向上を図るため、ホームページやリーフレット等による制度の周知に努めます。



母子 父子

---

ひとり親家庭高等学校卒業程度  
認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む。）を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を推進します（平成28年度より実施）。

★ | 新規 |

児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、ひとり親家庭を含む全ての児童（満15歳に到達した日以後の最初の年度末まで）を対象に児童手当を支給します。また、幅広く制度に関する周知を行い、適切な支給を実施します。

| 追加 |

母子 父子

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、父母が婚姻を解消した児童を養育する父又は母等を対象として、原則として、児童が満18歳に到達した日以後の最初の年度末まで児童扶養手当を支給します。また、全部支給に係る所得制限限度額の引上げや支給回数の見直し（年3回から年6回へ）について検討します。

★ | 拡充 |

母子 父子

就学援助

小・中学生があり、児童扶養手当を受給している世帯等や収入が一定額以下となるような世帯に対し、学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。また、支給費目の追加など制度の充実に取り組みます。

| 追加 | 拡充 |

母子 父子

札幌市奨学金

能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な大学生、高校生等に返還義務のない奨学金を支給します。

| 追加 |

母子 父子

札幌市特別奨学金

技能の習得を目的として、普通科以外の職業学科を有する高等学校等に学ぶ、経済的に困窮している世帯の高校生等に返還義務のない特別奨学金を支給します。

| 追加 |

母子 父子

## ■ 基本目標2 就業支援の充実(20事業)

ひとり親家庭(特に母子家庭)の親には、就業率は増加しているものの正規雇用の割合が低いという特徴があります。

また、アンケート調査の結果からは、雇用や身分の不安定さが今後の生活の不安につながっていること、子育てのための時間の確保が困難であること、資格を持っていない方の正規雇用の割合が極めて低いことなどが課題として明らかになっています。

これらのことから、ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実させるため、次の各事業に取り組みます。

### ■ 基本施策1 就業相談・就業機会創出等の推進(4事業)

#### ひとり親家庭等就業支援センター事業

ひとり親家庭等支援センターが実施する下記のひとり親家庭等就業支援センター事業を推進し、ひとり親家庭等の就労による自立の促進を図ります。

##### <就業相談・職業紹介>

就労に関する悩み事などの相談に応じるとともに、ハローワークと連携して就業経験や適性などに応じた求人情報を提供する職業紹介業務を推進します。

##### <就業支援講習会>

就職に有利な資格取得や能力開発を目的とする就業支援講習会や、就職等に必要な知識、心構えなどを身に付けるための就職準備・離転職セミナー等、就業のための講座の充実を図ります。

##### <母子・父子自立支援プログラム>

個々のひとり親家庭の実情に応じた、きめ細かな就業等の支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進します。

##### <企業への訪問活動>

ひとり親家庭等の就業を促進するため、企業への訪問を積極的に行い、雇用への理解と協力を求めます。

##### <関係機関との連携>

ハローワーク、札幌市就業サポートセンター、母子・婦人相談員等と日常的に連携を図り、ひとり親家庭等の就業への支援を推進します。

##### <広報>

各支援業務について、ホームページやパンフレット等により幅広く周知を図ります。



母子 父子 寡婦

#### 職業紹介業務の推進

ハローワークと民間職業紹介業者が共同窓口を設置し、無料の職業紹介や求職者を対象としたセミナー、カウンセリング、職場体験などを行う「就業サポートセンター」、ハローワークによる無料職業相談、相談員による職業相談やカウンセリングなどを行う「あいワーク」において、職業紹介業務等を推進します。

母子 父子 寡婦

## ひとり親家庭就業機会創出事業

★ | 拡充 |

### 母子・父子福祉団体への支援

ひとり親家庭は、就業と子育てを両立するための様々な課題を抱えていることから、個々の状況に応じた就業先が見つかるよう、ひとり親家庭に理解がある企業を開拓し、その採用に意欲のある企業とのマッチングの場を提供する合同就職説明会を開催します。また、合同就職説明会の開催回数を増やすなど、就業機会の拡充を図るとともに、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図ります(平成26年度から実施)。

母子 父子 寡婦

公的施設内における自動販売機・売店等の設置や清掃事業の委託等の優先的な事業発注により、母子・父子福祉団体の基盤拡充に向けた支援を行います。また、ひとり親家庭等の交流の場となっている母子・父子福祉団体の会員拡大への支援を行います。

母子 父子 寡婦

## | 基本施策2 資格・技能習得等の支援の推進(4事業)

### 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の就業をより効果的に促進することを目的として、自ら就業を目指して職業能力の開発を推進するため雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講したひとり親家庭に対し、教育訓練終了後に、入学料及び受講料の一部を給付金として支給する自立支援教育訓練給付金事業を推進します。

母子 父子

### 高等職業訓練促進給付金事業

就職とりわけ正規雇用に有利な保育士や看護師等の資格の取得を目的とする養成機関は、昼間の受講が多く資格取得と就業を両立させることができることから、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、1年制以上の養成機関で受講する期間の給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業を推進するとともに、対象資格の追加などにより、利用の促進を図ります。

★ | 拡充 |

母子 父子

### ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再掲)

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座を含む。)を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を推進します(平成28年度より実施)。

★ | 新規 |

母子 父子

### 就業サポートセンター事業

求職者の早期就労実現のため、就業サポートセンターにおいて、資格取得や職場実習を通じた就職の支援を推進します。

★ | 新規 |

母子 父子 寡婦

### | 基本施策 3 女性のための就業支援の推進(5事業)

#### 女性の再就職への支援

就職を希望する子育て中の女性を対象とした各区でのセミナーや市内企業での職場体験により、個々のニーズに合った就職に向けた支援を実施します。また、就業サポートセンターにおいて、女性の再就職に向けた知識習得のためのセミナーや、個々の状況に応じた相談を実施します。

母子 寡婦

#### 女性の活躍サポートの推進

女性の起業や就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の提供を行い、女性の活躍をサポートする取組を充実させます。

母子 寡婦

#### 女性起業家の育成事業

女性の起業のための託児付き起業セミナーを開催するほか、女性中小企業診断士による経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施します。

母子 寡婦

#### 女性社員が活躍しつづけるための支援事業

産休前研修や職場復帰前研修を行い、働き続けたい女性が出産や育児を機に仕事を辞めてしまうことがないよう、キャリアプランを立てるための支援事業を実施します。

母子 寡婦

#### 働くことへの不安解消への支援

働くことに対して漠然とした悩みを持つ女性に対して就労や保育などの様々な面における不安解消をサポートし、個々の希望に合った働き方を実現できるよう、一人ひとりの状況に応じた相談支援を実施します。

| 新規 |

母子 寡婦

## | 基本施策4 働きやすい環境づくりの推進(7事業)

### 保育所の優先入所(再掲)



ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動中や就職後における保育所入所の優遇制度を引き続き実施します。

母子 父子

### 保育サービスの充実(再掲)

#### <時間外保育>

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、夕刻1時間又は2時間の時間外保育を推進します。

#### <一時保育>

保護者が短時間労働や冠婚葬祭等のため児童を保育できない場合に児童を一時的に預かる一時保育を推進します。

#### <病後児保育>

病気回復期にあり集団保育ができない児童を医療機関に付設した専用施設で一時的に保育する病後児保育を推進します。

#### <休日保育>

現に認可保育所等に入所している児童について、日曜・祝日に常態的に勤務する保護者のために、休日保育を推進します。

#### <夜間保育>

午前0時(一部施設は午後10時)までの保育を実施します。

母子 父子

### ファミリー・サポート・センター事業 (再掲)

札幌市ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての支援を受けたい人と援助したい人とで会員組織を作り、子育て家庭を支援する仕組みです。保育所等への送迎やその後の預かりなど日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児・病後児の預かりに対応する「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」を推進します。併せて、病児・病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。

母子 父子

### 子育て短期支援事業 (子どもショートステイ)(再掲)

ひとり親家庭を含めた子育て家庭の保護者が病気や出産、出張等により一時的に養育できなくなった場合に、児童養護施設等において児童を預かる子育て短期支援事業(子どもショートステイ)を推進します。

母子 父子

### ひとり親家庭等日常生活支援事業 (再掲)

ひとり親家庭等が、就職・修学等の自立に必要な事由や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合や、母子家庭、父子家庭になって間がなく、日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、ひとり親家庭等の生活の安定を目的として、家庭生活支援員を派遣し、食事の世話等の日常生活の支援を行う日常生活支援事業を推進します。



母子 父子 寡婦

### ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度(再掲)

男女が共に働きやすい社会の実現を目的として、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)や女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を、札幌市独自の基準により認証し、支援(助成金の支給、契約上の優遇等)を行います。

母子 父子 寡婦

---

## 放課後の居場所づくりの推進(再掲)

児童会館やミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図っています。今後は既存の児童会館及びミニ児童会館を、小学校等と併設した児童会館として再整備を進めていくほか、放課後子ども教室や民間児童育成会への支援を通じて、子どもの放課後の居場所づくりの充実を図ります。

---

| 拡充 |

母子 父子

---

## 【基本目標3】養育費の確保及び適切な面会交流の推進(3事業)

離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないのが実態です。

また、アンケート調査の結果からは、養育費及び面会交流の取決め状況は改善されているものの依然として低い割合であること、離婚時に養育費や面会交流について誰にも相談していない方が多くいることなどが課題として明らかになっています。

これらのことから、ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、適切な面会交流が行われるよう、養育費及び面会交流に関する社会的機運の醸成や取決めを促進するための支援を推進するため、次の各事業に取り組みます。

なお、面会交流には、DV等の危険が伴う場合もあるため、その支援は慎重である必要があります。面会交流は養育費と関連付けて議論されることが多くありますが、養育費を受け取るためには面会交流を行わなければならないとの受け止めにならないよう、配慮が必要と考えます。

### 【基本施策1】養育費及び面会交流に関する相談体制の強化(2事業)

母子・婦人相談員による養育費及び面会交流の相談

ひとり親家庭の生活を支え、子どもの健やかな成長を図るためにも、母子・婦人相談員は、養育費や面会交流の相談や専門機関への橋渡し等を行っています。養育費相談支援センター等の研修に参加することで、知識・理解を深め、相談体制の充実を図るとともに、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めます。

母子 父子

ひとり親家庭支援センターによる養育費及び面会交流の相談

ひとり親家庭支援センターでは、生活一般に関する相談のほか、弁護士による特別相談により、養育費や面会交流に関する相談を実施しています。弁護士等による研修を実施することで、制度への知識・理解を深め、相談体制の充実を図るとともに、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めます。

母子 父子

### 【基本施策2】養育費及び面会交流に関する広報・啓発活動の推進(1事業)

養育費・面会交流に関する広報・啓発の推進

養育費・面会交流に関する専門機関や母子・父子福祉団体、関係部局等と連携しながら、ホームページやパンフレット等の媒体を用いて、養育費や面会交流に関する広報・啓発活動を推進します。また、離婚届を受け取りに来た方にパンフレットを交付することで、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めます。

母子 父子

## 【基本目標4 経済的支援の推進(14事業)】

平成28年国民生活基礎調査では、ひとり親家庭の相対的貧困率が50.8%という結果となっており、ひとり親家庭の多くが経済的に困難な状況にあります。

また、アンケート調査の結果からは、ひとり親家庭は年間総収入、年間就労収入とも低い傾向にあること、主な収入を生活保護費としている方が多くいることなどが課題として明らかになっています。

これらのことから、経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進するため、次の各事業に取り組みます。

### 【基本施策1 給付型支援の実施(9事業)】

#### 児童手当(再掲)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、ひとり親家庭を含む全ての児童(満15歳に到達した日以後の最初の年度末まで)に児童手当を支給します。また、幅広く制度に関する周知を行い、適切な支給を実施します。

| 追加 |

母子 父子

#### 児童扶養手当(再掲)

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、父母が婚姻を解消した児童を養育する父又は母等を対象として、原則として、児童が満18歳に到達した日以後の最初の年度末まで児童扶養手当を支給します。また、全部支給に係る所得制限限度額の引上げや支給回数の見直し(年3回から年6回)について検討します。

★ | 拡充 |

母子 父子

#### 自立支援教育訓練給付金事業(再掲)

ひとり親家庭の就業をより効果的に促進することを目的として、自ら就業を目指して職業能力の開発を推進するため雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講したひとり親家庭に対し、教育訓練終了後に、入学料及び受講料の一部を給付金として支給する自立支援教育訓練給付金事業を推進します。



母子 父子

#### 高等職業訓練促進給付金事業(再掲)

保育士や看護師等の資格は、就職とりわけ正規雇用に有利であるが、資格取得を目的とする養成機関は、昼間の受講が多く資格取得と就業を両立させることが困難であることから、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、1年制以上の養成機関で受講する期間の給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業を推進するとともに、対象資格の追加などにより、利用の促進を図ります。

★ | 拡充 |

母子 父子

#### ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再掲)

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む。)を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を推進します(平成28年度より実施)。

★ | 新規 |

母子 父子

## 災害遺児手当及び入学等支度資金

災害による遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図ることを目的として、災害による遺児を扶養している保護者に対し、災害遺児手当及び入学等支度資金を支給します。

| 追加 |

母子 父子

## 就学援助(再掲)

経済的理由により、就学困難な小・中学生がいる世帯への支援を目的に、児童扶養手当を受給している世帯等に対し、学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。また、支給費目の追加など制度の充実に取り組みます。

| 追加 | 拡充 |

母子 父子

## 札幌市奨学金(再掲)

能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な大学生、高校生等に返還義務のない奨学金を支給します。

| 追加 |

母子 父子

## 札幌市特別奨学金(再掲)

技能の習得を目的として、普通科以外の職業学科を有する高等学校等に学ぶ、経済的に困窮している世帯の高校生等に返還義務のない特別奨学金を支給します。

| 追加 |

母子 父子

## | 基本施策 2 経済的負担の軽減(3事業)

### 保育料の負担軽減措置

最も保育料の高い3歳未満児童を対象として、第3子に加え、第2子についても保育料を無料化することで、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、ひとり親家庭の保育料の負担を軽減します。

★ | 追加 |

母子 父子

### ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の母又は父及びその児童に係る医療費の一部を助成します(子は入院及び通院、親は入院のみ対象)。



### JR通勤定期の特別割引制度

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭を対象に、JR通勤定期の料金が割引となる特定者用定期乗車券購入証明書を発行します。

★ | 追加 |

母子 父子

### | 基本施策3 貸付金による支援の推進(2事業)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等12種類の資金の貸付けを行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。また、貸付けの種類の追加についても検討します。

★ | 拡充 |

母子 父子 寡婦

ひとり親家庭等高等職業訓練  
促進資金貸付制度

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付けを行います(平成28年度より実施)。

★ | 新規 |

母子 父子

## 【基本目標5 利用者目線に立った広報の展開(6事業)】

アンケート調査の結果から、多くの支援制度について前回調査よりも認知度が下がっており、支援を必要としている方がいるにもかかわらず必要な情報が届いていないことが、課題として明らかになっています。

これらのことから、情報に接触することが少ないひとり親家庭等に対して、情報を得やすく、必要としている方に確実に届くような広報を展開するため、次の各事業に取り組みます。

### 【基本施策1 利用者目線に立った広報の展開(6事業)】

必要な支援につなげるためのパンフレット等の作成

★ | 新規 |

必要とされる情報を確実に届ける広報の展開

★ | 新規 |

関係機関との情報連携の推進

★ | 新規 |

子どもと関わる関係者への啓発等を通じた理解の促進

| 新規 |

子育て情報サイト及びアプリ

| 新規 |

子育て情報室(再掲)

| 追加 |

利用者の利便性に配慮し、各種支援制度や手続などの必要な情報が必要なときに得られるよう、利用者の目的に合った広報に取り組みます。具体的には、「ひとり親家庭になったばかりの方」をターゲットにしたパンフレットを作成し、離婚届を提出された際に配布することなどを検討します。

母子 | 父子

各種支援制度の認知度の向上のため、情報と接する機会の少ない方にも必要としている情報を確実に届けられるよう、幅広い広報に取り組みます。具体的には、児童扶養手当の現況届の際に対象となる全世帯に制度案内を送付することなどを検討します。

母子 | 父子

北海道労働局やハローワーク等、ひとり親家庭等の支援に関する機関・団体等との情報連携を行います。

母子 | 父子 | 寡婦

日頃から子どもと接する関係職員などへの研修や、地域や支援機関への啓発などを通じて、子どもの貧困への理解を深め、困難を抱えている世帯を把握し必要な支援に結びつけるための体制の推進に向けて取り組みます(平成30年度実施予定)。

母子 | 父子

全ての子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、子育て情報に特化したウェブサイト及びスマートフォンアプリにて、子育て情報を提供します。

母子 | 父子

各区の子育て情報室では、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談のほか、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設、子どもに関する各種制度等の情報提供を行います。

母子 | 父子

## 6 成果指標

計画では、個別の事業の進捗状況の確認に加え、成果指標を設定し、点検・評価を行うことで各施策の改善につなげていきます。

成果指標は、計画全体及び基本目標別に設定し、計画期間中の成果を把握するため、次の計画を策定する際に行うアンケート調査の結果等を基に点検を行うこととしています。

### ■ 計画全体の成果指標

#### 今後の生活(経済的・子育て等)に不安のある方の割合

	前回値(H24年度)	現状値(H29年度)	目標値(H34年度)
母子家庭	94.0%	88.0%	80.0%
父子家庭	91.2%	84.4%	80.0%
寡 婦	84.2%	66.0%	60.0%

※母子家庭及び父子家庭は、前計画で目標値に達していなかったため、前計画と同じ目標値とし、寡婦は目標値に達していたことから、前計画の目標値(70.0%)から更に10ポイントの改善を見込んだ数値を目標値としています。

#### ■ 基本目標1(子育て・生活支援の充実)の成果指標

##### 子どもに対して悩みを持っている方の割合

	前回値(H24年度)	現状値(H29年度)	目標値(H34年度)
母子家庭	84.9%	80.9%	70.0%
父子家庭	80.4%	79.9%	70.0%

※母子家庭、父子家庭とも、前計画で目標値に達していなかったため、前計画と同じ目標値としています。

##### 18～19歳世代の大学進学の割合

	前回値(H24年度)	現状値(H29年度)	目標値(H34年度)
ひとり親家庭	—	26.0%	38.0%

※18ページの図10「子に期待する最終学歴」の大学進学の割合(46.9%)の8割相当の数値を目標値としています。

#### ■ 基本目標2(就業支援の充実)の成果指標

##### 仕事に対して悩みを持っている方の割合

	前回値(H24年度)	現状値(H29年度)	目標値(H34年度)
母子家庭	91.2%	91.9%	80.0%
父子家庭	88.7%	90.8%	80.0%
寡 婦	84.4%	81.6%	70.0%

※母子家庭、父子家庭、寡婦とも、前計画で目標値に達していなかったため、前計画と同じ目標値としています。

## 就業している方のうちの正社員・正職員の割合

	前回値(H24年度)	現状値(H29年度)	目標値(H34年度)
母子家庭	36.2%	35.2%	45.0%
父子家庭	54.6%	58.8%	62.0%

※26ページの図17「希望する雇用形態」の正社員・正職員の割合(母子家庭65.4%、父子家庭69.0%)から、母子家庭は7割相当(現状値から10ポイント増)、父子家庭は9割相当の数値を目標値としています。

## | 基本目標3(養育費の確保及び適切な面会交流の推進)の成果指標

### 養育費の決めをしている方の割合

	前回値(H24年度)	現状値(H29年度)	目標値(H34年度)
母子家庭	47.9%	52.6%	60.0%
父子家庭	17.6%	21.0%	30.0%

※母子家庭、父子家庭とも、前計画で目標値に達していなかったため、前計画と同じ目標値としています。

### 面会交流の決めをしている方の割合

	前回値(H24年度)	現状値(H29年度)	目標値(H34年度)
母子家庭	24.3%	36.5%	40.0%
父子家庭	23.7%	35.5%	40.0%

※母子家庭、父子家庭とも、前計画で目標値に達していなかったため、前計画と同じ目標値としています。

## | 基本目標4(経済的支援の推進)の成果指標

### 家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合

	前回値(H24年度)	現状値(H29年度)	目標値(H34年度)
ひとり親家庭	—	78.2%	65.0%

※33ページの図23「家計の状況」のひとり親家庭の割合(ぎりぎり55.2%、赤字23.0%、計78.2%)の8割相当の数値を目標値としています。

## | 基本目標5(市民目線の広報の展開)の成果指標

### 支援制度の認知度(母子家庭)

	前回値(H24年度)	現状値(H29年度)	目標値(H34年度)
母子・婦人相談員	43.4%	36.0%	46.0%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	37.7%	33.0%	43.0%
自立支援教育 訓練給付金	31.9%	37.0%	47.0%
高等職業訓練 促進給付金	38.4%	26.4%	38.4%

高等職業訓練 促進資金貸付金	—	23.7%	<b>33.7%</b>
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	—	11.7%	<b>21.7%</b>
母子生活支援施設	—	35.2%	<b>45.2%</b>
ひとり親家庭 支援センター	44.8%	34.9%	<b>44.9%</b>
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	30.3%	19.9%	<b>30.3%</b>
学習支援 ボランティア	—	26.9%	<b>36.9%</b>

※全ての事業において、現状値から10ポイントの改善を見込んだ数値を目標値とし、その数値が前回値を下回っている事業については、前回値を目標値としています。

### 支援制度の認知度(父子家庭)

	前回値(H24年度)	現状値(H29年度)	目標値(H34年度)
母子・婦人相談員	17.0%	11.7%	<b>21.7%</b>
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	—	7.8%	<b>17.8%</b>
自立支援教育 訓練給付金	—	9.1%	<b>19.1%</b>
高等職業訓練 促進給付金	—	8.4%	<b>18.4%</b>
高等職業訓練 促進資金貸付金	—	4.5%	<b>14.5%</b>
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	—	3.9%	<b>13.9%</b>
ひとり親家庭 支援センター	12.5%	16.9%	<b>26.9%</b>
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	26.9%	9.7%	<b>26.9%</b>
学習支援 ボランティア	—	9.7%	<b>19.7%</b>

※全ての事業において、現状値から10ポイントの改善を見込んだ数値を目標値とし、その数値が前回値を下回っている事業については、前回値を目標値としています。

### 支援制度の認知度(寡婦)

	前回値(H24年度)	現状値(H29年度)	目標値(H34年度)
母子・婦人相談員	59.8%	58.6%	<b>68.6%</b>
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	61.5%	59.7%	<b>69.7%</b>
ひとり親家庭 支援センター	63.0%	49.7%	<b>63.0%</b>
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	49.5%	41.9%	<b>51.9%</b>

※全ての事業において、現状値から10ポイントの改善を見込んだ数値を目標値とし、その数値が前回値を下回っている事業については、前回値を目標値としています。

# 6

第6章 計画の推進体制

---

## **1 関係機関・団体との連携**

---

ひとり親家庭等の生活の安定及び向上並びに子どもの健やかな成長を図るために、生活全般にわたるきめ細かで総合的な支援体制が必要です。

このことから、本計画に基づく施策の実施にあたっては、国、北海道、札幌市等の関係機関が緊密に連携するとともに、母子・父子福祉団体をはじめとした地域の福祉団体、NPO法人、民間企業等の理解と協力のもとで施策を推進していきます。

札幌市だけでは実現が困難な課題に対しても、広報や意見の表明により、社会全体でひとり親家庭等を支援する意識の醸成に努めています。

## **2 実施状況の公表**

---

本計画に掲げた施策については、その実施状況を市民に対してホームページ等で公表するとともに、関係機関に対しても、施策の進捗状況や国のひとり親家庭等に関する施策の動向など、事業推進に必要な情報を提供し情報の共有を図ります。

## **3 計画の運用**

---

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定された国の基本方針は、対象期間が平成31年度までとされており、平成28年度には、全国ひとり親世帯等調査が実施されていることから、今後その結果に基づき、基本方針が改正されることも予定されます。

このことから、本計画では、国の動向などを踏まえながら、弾力的かつ効果的な運用を図るとともに、計画期間中であっても必要に応じ見直しを行うものとします。

## **4 計画の評価と検証**

---

本計画では、基本理念の実現を目指し、各施策の取組の成果を把握していくため、第5章に成果指標を設定しています。

今後は、成果指標に基づきながら、各施策の進捗や達成状況を把握し、施策の立案や見直しなどに生かすことにより、効果的・効率的にひとり親家庭等の自立の促進を図っていきます。